

## 会津産業ネットワークフォーラム規約

### (名称)

第1条 本会は、会津産業ネットワークフォーラム（以下「ANF」という。）と称する。

### (目的)

第2条 ANFは、ものづくりに携わるものとして、会津地域の将来にわたる持続的な発展を目指し、地域の産業経済の活性化に取り組むとともに、企業間連携による持続的な成長や発展のために自主的な活動を展開し、地域社会に貢献することを目的とする。

### (事業)

第3条 ANFは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 企業間連携の推進に関する事業
- (2) 大学及び関係機関との産学連携に関する事業
- (3) 産業人材の育成・確保に関する事業
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業及び関連する事業

### (会員)

第4条 ANFの会員は、正会員並びに賛助会員及び特別会員とする。

- 2 正会員は、福島県会津地域内に事業所を有し、ANFの活動を主体的・積極的に実施しようとする企業、法人及び団体（以下「企業等」という。）並びに個人とする。
- 3 賛助会員は、ANFの目的に賛同し、その事業に協力しようとする福島県会津地域外に事業所を有する企業等及び個人とする。
- 4 特別会員は、ANFの目的に賛同し、その事業を支援しようとする福島県会津地域内の行政機関、教育機関等とする。

### (会員の責務)

第5条 会員は第3条に定める事業に参加するとともに、第2条の目的を達成するため、真摯に活動に取り組むものとし、信義則に反する行為は慎むものとする。

### (会費)

第6条 ANFの会費は、別に定める。

### (入退会)

第7条 入会しようとするものは、入会申込書を代表に提出しなければならない。

- 2 会員は、ANFを退会しようとする場合は、退会届を代表に提出しなければならない。

また、次に該当する場合は、退会したものとみなすことができる。

- (1) 個人会員の本人が死亡したとき
- (2) 会員である企業等が消滅したとき又は福島県会津地域内の事業所を廃止したとき
- (3) 会費の納入が滞り、督促等の手続きを経てもなお納入されないとき。ただし、やむを得ない事由がある場合を除く。

(役員の数及び選任)

第8条 ANFに次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 3名以内
- (3) 幹事 15名以内
- (4) 監事 2名以内

2 前項の役員は、第4条第2項に規定する正会員の中から総会において互選する。

(役員職務)

第9条 代表は、会務を総理し、ANFを代表する。

- 2 副代表は代表を補佐し、代表に事故があるときは、その職務を代理し、代表が欠けたときはその職務を行う。
- 3 幹事は、幹事会において必要な事項を審議する。
- 4 監事は、ANFの会計の状況を監査する。

(役員任期)

第10条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期途中で役員が退任し、新たな役員が選出された場合の新役員任期は、前任者の残任期間とする。また、役員を定数内で追加したときは、他役員任期に準じるものとする。

(役員報酬)

第11条 役員報酬は、無給とする。

(顧問)

第12条 ANFに役員のほか、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、会津地域の行政機関の長とし、代表が委嘱する。
- 3 顧問は、ANFに対し、意見等を述べるることができる。

(企業連携推進員)

第13条 ANFに役員のほか、企業連携推進員を若干名置くことができる。

- 2 企業連携推進員は、ANFの活動に深く関わった者とし、代表が委嘱する。
- 3 企業連携推進員は、会員の発展に関するニーズを収集し、企業間連携によるニーズの実現を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。
  - (1) 会員の情報交換及び情報共有の推進に関すること。
  - (2) 会員の課題を調査し、分析すること。
  - (3) その他、正副代表の指示により、会員の発展に資する事業
- 4 企業連携推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(相談役)

第14条 ANFに役員のほか、相談役を若干名置くことができる。

- 2 相談役は、正副代表経験者及びANFの活動に深く関わった者とし、代表が委嘱する。
- 3 相談役は、事務事業の実施にあたり、必要な助言を述べるができる。
- 4 相談役の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第15条 ANFの会議は、総会及び幹事会とする。

(総会)

第16条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会員をもって構成する。

- 2 定期総会は年1回、臨時総会は必要に応じて、代表が招集するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、代表は3分の1以上の会員から請求があったときは、速やかに総会を招集しなければならない。
- 4 総会の議長は、代表があたるものとする。
- 5 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項について審議する。
  - (1) 事業計画及び予算に関すること。
  - (2) 事業報告及び決算に関すること。
  - (3) 役員を選出に関すること。
  - (4) 規約の改廃に関すること。
  - (5) 会費に関すること。
  - (6) その他ANFの運営に関する重要な事項に関すること。
- 6 総会は、会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。
- 7 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法によって表決し、又は議長に表決を委任することができる。この場合には、その会員は出席したものとみなす。
- 8 総会において、会員の招集が困難な場合には、書面決議又は電磁的方法による議決権

の行使をもって総会の議決とみなすことができる。また、第17条に定める幹事会において、招集手続きを省略することが適当と判断するときも同様とする。

(幹事会)

第17条 幹事会は、代表が必要と認めたときに開催する。

- 2 前項の規定にかかわらず、代表は2分の1以上の役員から請求があったときは、速やかに幹事会を開催しなければならない。
- 3 幹事会は、代表、副代表、幹事及び監事をもって構成し、代表が議長となり、出席者の過半数をもって決する。
- 4 幹事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項について審議する。
  - (1) 総会の議決に付した事項の執行に関すること。
  - (2) 総会に付議すべき事項に関すること。
  - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(事業年度)

第18条 ANFの事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入)

第19条 ANFの収入は、会費及び寄付金その他をもって充てる。

(支出)

第20条 ANFの支出は、別に定める会津産業ネットワークフォーラム事務取扱規則に基づき、支出するものとする。

(事務局)

第21条 ANFの事務局は、会津若松市観光商工部企業立地課内に置く。

- 2 事務局長は、会津若松市観光商工部企業立地課長とする。
- 3 事務局は、事務を会員又はANFの目的に賛同する企業等に委託することができる。
- 4 事務局は、正副代表の指示により、第3条に規定する事業及びこれに資する事業を遂行するものとする。

(コーディネーター)

第22条 ANFの事務局に、コーディネーターを置くことができる。

- 2 コーディネーターは、事務局を補佐するほか、次に掲げる業務を行うものとする。
  - (1) 会員ニーズの把握及びものづくり企業の情報収集
  - (2) 各種事業の企画及び運営

(3) 関係団体等との連携

(4) その他、第3条の事業に関すること

(委任)

第23条 この規約に定めるもののほか、ANFの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規約は、平成24年4月9日から施行する。

2 会津産業ネットワークフォーラム（ANF）規約（平成20年9月30日決議）は廃止する。

附 則（平成25年4月10日決議）

この規約は、平成25年4月10日から施行する。

附 則（平成26年4月23日決議）

この規約は、平成26年4月23日から施行する。

附 則（平成28年4月22日決議）

この規約は、平成28年4月22日から施行する。

附 則（平成30年4月23日決議）

この規約は、平成30年4月23日から施行する。

附 則（令和4年4月19日決議）

この規約は、令和4年4月19日から施行する。